

# 身体障害者等駐車スペースの 利用証発行方法が変わります

4月1日から、「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」が実施されますので、これまで健康パーク独自で行っていた利用証制度を終了し、「富山県ゆずりあいパーキング利用証制度」を導入いたします。

皆様のご理解をお願いいたします。

Q1 健康パークでは利用証を発行しないのか？

A はい、令和2年3月で健康パークでの発行は終了いたします。

Q2 3月まで健康パークで発行した利用証は使えるのか？

A これまで通り、健康パークの駐車場でのみ有効期間の範囲内で利用できます。

Q3 新しい利用証はどこで発行するのか？

A お住いの市町村窓口での申請となっています。また郵送での申請もありますので、詳しくは県のポスター及びチラシ、または県のHPをご確認ください。